

バーデンライフ伊勢原

特定施設入居者生活介護等運営規程

事業の目的

第1条 社会福祉法人静友会が開設するバーデンライフ伊勢原（以下、「事業所」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設）及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下、「従業者」という。）が、要介護又は要支援状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設）又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

（運営の方針）

第2条 事業者は、介護保険法等の趣旨にそって、要介護者及び要支援者の意思及び人格を尊重し、特定施設（短期利用特定施設）サービス計画又は介護予防特定施設サービスに基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話にわたる援助を行います。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地位この保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

入居者の人権の擁護 虐待の防止等のため 必要な体制の整備を行うとともに 従業者に対し 研修を実施する等の措置を講ずるものとする

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 バーデンライフ伊勢原
- (2) 所在地 神奈川県伊勢原市沼目3丁目 番 号

（従業者の職種・員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1人（常勤・兼務）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- (2) 生活相談員 1人以上（常勤・兼務）
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- (3) 介護職員 人以上（常勤・兼務） 人以上 非常勤・兼務
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
- (4) 看護職員 人以上（常勤・兼務） 人以上 非常勤・兼務
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
- (5) 機能訓練指導員 1人以上（常勤・兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- (6) 計画作成担当者 1人以上（常勤・兼務）
利用者の状況を踏まえて、特定施設（短期利用特定施設）サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画の作成等を行います。

（入居定員及び居室数）

第5条 特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設）及び介護予防特定施設入居者生活介護を合わせた入居定員は50名、居室数は50室とします。

（介護居室）

第6条 事業者は、利用者の居室は原則個室とし、ベッド・ミニキッチン・クローゼット・エアコン・カーテン等を備品として備えています。

事業者は、利用者に対しより適切な介護等のため必要と判断する場合に、施設内の居室の場所を変更する場合があります。

3 前項の必要性の判断及び居室の場所の変更に当たっては、事業者は医師の意見を

聴くとともに、利用者の意思を確認します。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 利用者が自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

- 1 入浴による清潔の保持
 - 2 食事、排泄、整容等日常生活の世話
 - 3 レクリエーション、行事等の教養娯楽
 - 4 必要な行政機関への手続きの援助、社会生活上の便宜の供与
 - 5 機能訓練
 - 6 健康管理
 - 7 その他必要な特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設）サービス又は介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供
- 2 指定特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設）サービス又は指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合の額とします。
- 3 事業所は、前項の利用料のほかに利用者から受けることができる費用の額については、別表のとおり定めるものとします。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとします。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第8条 事業所を利用するに当たって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとします。

- 2 外出、外泊を行う際には、必ず外出・外泊届けに必要な事項を記入してください。
なお、安全のため、家族又は従業者が付き添うことを原則とします。

感染症対策

第 条 事業所において感染症が発生又は蔓延しないよう 次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね ヶ月に 回以上開催するとともに その結果について 従業者に周知徹底を図る
- 2 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する
- 3 事業所の従業者に対し 感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する

虐待防止に関する事項

第 条 事業所は利用者の人権の擁護 虐待の発生又はその再発を防止するため 次の措置を講ずるものとする

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事故発生の防止及び発生時の対応

第 条 事業所は 事故の発生又はその再発を防止するため 次の各号に定める措置を講じるものとする

- 1 事故が発生した場合の対応 次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に 当該事業が報告され その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する

3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う

4 前 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は 速やかに市町村 利用者の家族等に連絡を行うとともに 必要な措置を講じることとする

事業所は 前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するものとする。

事業継続計画の策定等

第 9 条 事業所は 感染症や非常災害の発生時において 利用者に対する地域密着型通所介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 以下 業務継続計画 という を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする

事業所は 従業者に対し 業務継続計画について周知するとともに 必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする

事業所は 定期的に事業継続計画の見直しを行い 必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(損害賠償)

第9条 利用者に対する特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設）サービス又は介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供において、事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

(緊急時等における対応方法)

第10条 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡をとり、適切な対応を行います。なお、夜間帯に看護師に携帯電話等により常に連絡がとれる体制を整えるものとします。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとします。

2 事業所は、前項の消防計画に基づき年2回の避難、救出その他必要な訓練を行なうものとします。

虐待防止対策

第12条 施設 事業所 は 虐待の発生又はその再発を防止するため 次の各号に掲げる措置を講ずるものとする

施設 事業所 における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに その結果について 介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること

施設 事業所 における虐待の防止のための指針を整備すること

施設 事業所 において 介護職員その他の従業員に対し 虐待の防止のための研修を定期的に 年 回以上 実施すること

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者 看護師 准看護師 介護福祉士 介護支援専門員 介護保険法第 9 条第 1 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く に対し 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする また資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 年2回

2 利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従業者を固定する等の継続性を

重視した適切なサービスを提供できるよう勤務体制を定めるものとします。

- 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合に身体拘束等を行う際は、別に定める「身体拘束等行動制限に関する規程」によるものとします。
- 4 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
- 6 この規程に定めるものの外、運営に関する重要事項は社会福祉法人静友会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとします

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（料金表・別表の変更）

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（料金表・別表の変更）

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（料金表・別表の変更）

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。（料金表・別表の変更）

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。（短期利用特定施設・料金表）

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。（料金表・別表の変更）（短期利用特定施設・料金表の変更）

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。（料金表・別表の変更）

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。（料金表・別表の変更）

附 則

この規程は、令和 年 月 1日から施行する。（料金表・別表の変更）

附 則

この規程は、令和 年 月 1日から施行する。（料金表・別表の変更）

附 則

この規程は、令和 年 月 1日から施行する。（条文の追加）